

学校感染症にかかわる出席停止について

学校において予防すべき感染症にかかったときは、出席停止となります。これらの感染症と診断を受けた場合には、医師に「発症日」と「登校再開可能な日」を確認するとともに、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校してください。なお、お子さまが回復し登校する際には、保護者の方が以下の「学校感染症罹患報告書」を記入して、学校に提

〈感染症の種類と出席停止期間〉

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさふた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症* * (医師の指示により、出席停止が必要と認められるもの) 〈例〉 流行性嘔吐下痢症・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症 など	症状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで

— — — — — きりとり — — — — —
感染症罹患報告書

令和 年 月 日

北海道士幌高等学校長 様

年 組 番 氏名

保護者氏名

(自署)

1. 診断名 ()

2. 医療機関名 ()

3. 発症日 令和 年 月 日

4. 出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※保護者の方がご記入ください。(医療機関などでの証明は必要ありません。)